

### 3. 実技試験について

実技試験は、指定保育士養成施設におけるカリキュラムとの均衡に配慮し実施します。

また、保育所保育指針「保育の内容」の5領域における「ねらい」及び「内容」を達成するために、保育士として実践上必要な知識、技能、資質の観点から評価します。

◎ 実技試験日程 ※幼稚園教諭免許所有者を除く、**筆記試験全科目合格者のみ行います。**

試験日	試験分野	満点
10月18日(日)  〔集合時間等については、 実技試験受験票にて 確認してください。〕	① 音楽表現に関する技術	50
	② 造形表現に関する技術	50
	③ 言語表現に関する技術	50

幼稚園教諭免許所有者以外は、受験申請時に上記①～③の中から**必ず2分野を選択してください。**

※ 受験申請書提出後の分野変更はできません。

■ 同年に両分野とも満点の6割以上を得点した者を合格とします。

(1) **受験票は必ず持参してください。**

※ 受験票を紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください。

(2) 受験票記載のガイダンス開始時刻に必ず集合してください。

(3) 試験会場への入場開始は、受験票記載のガイダンス開始時刻の30分前からとします。

※ 1 試験会場への入場は、受験者本人に限ります。

※ 2 会場により入場時間が異なる場合があります。

(4) 各自の実技試験開始時刻は、試験当日のガイダンスで案内します。

(5) 会場によっては試験が夕刻まで及ぶ場合があります。

(6) 試験会場内では、音や声を出す練習はできません。

◎ 試験分野

#### ① 音楽表現に関する技術

幼児に歌って聴かせることを想定して、課題曲の両方を弾き歌いする。

求められる力: 保育士として必要な歌、伴奏の技術、リズムなど、総合的に豊かな表現ができること。

##### 課題曲

1. 「海」(作詞 林 柳波・作曲 井上 武士)

2. 「ちびっか・ぶーん」(作詞 井出 隆夫・作曲 福田 和禾子)

- ピアノ、ギター、アコーディオンのいずれかで演奏すること。(楽譜の持ち込み可)
- ピアノの伴奏には市販の楽譜を用いるか、添付楽譜のコードネームを参照して編曲したものを用いる。
- ギター、アコーディオンで伴奏する場合には、添付楽譜のコードネームを尊重して演奏すること。
- いずれの楽器とも、前奏・後奏を付けてもよい。歌詞は1番のみとする。移調してもよい。

注意1: ピアノ以外の楽器は持参すること。

注意2: ギターはアンプの使用を認めないのでアコースティックギターを用いること。カポタストの使用は可。

注意3: アコーディオンは独奏用を用いること。

## 2 造形表現に関する技術

保育の一場面を絵画で表現する。

求められる力: 保育士として必要な造形表現 (情景及び人物等を豊かにイメージした描写や色使いなど) ができること。

- 表現に関する問題文と条件を試験の当日に提示します。
- 当日示される問題文で設定された一場面を、条件を満たして表現しなさい。

注意1: 当日の持ち物 (試験中机の上に置けるもの)

● 鉛筆またはシャープペンシル (HB ~ 2B)

● 色鉛筆 (12 ~ 24色程度)

※ 水溶性色鉛筆の使用も可としますが、水分を塗布することは禁止します。  
また、クレヨン・パス・マーカーペン等の使用は不可とします。

● 消しゴム

● 腕時計

(アラーム等の音が鳴らないもの。計算機、電話等の機能のついていないもの。置時計不可)

※ 携帯用鉛筆削りを会場内に持ち込むことは可としますが、試験時間中に使用する場合は、試験監督員の了解を得てから使用してください。

※ 受験者の間での用具の貸し借りは認めませんので、忘れないように注意してください。

注意2: 試験時間は45分です。

注意3: 解答用紙の大きさはA4判とします。絵を描く枠の大きさは縦横19cmで、紙の種類は試験の当日に提示します。

## 3 言語表現に関する技術

3歳児クラスの子どもに「3分間のお話」をすることを想定し、下記の1 ~ 4のお話のうち一つを選択し、子どもが集中して聴けるようなお話を行う。

求められる力: 保育士として必要な基本的な声の出し方、表現上の技術、幼児に対する話し方ができること。

### 課題

1. 「うさぎとかめ」
2. 「おむすびころりん」
3. 「3びきのこぶた」
4. 「にんじん、ごぼう、だいこん」

- 子どもは20人程度が自分の前にいることを想定する。
- お話の編集、展開に関して特にきまりはありませんが、3分になるようにまとめてください。

注意1: 題名は開始合図のあと、一番最初に子どもに向けて言ってください。

注意2: **絵本・道具 (台本・人形) 等の一切の使用は禁止です。**

絵本を読んだり、道具を使ったりした場合は、不正行為になりますので注意してください。

不正行為とみなされた場合、実技試験は無効となるほか、当該年試験から3年以内の期間で受験ができなくなる場合があります。(児童福祉法施行規則第6条の14第2項)

注意3: 3分間は退出できません。時間は係員が計ります。

注意4: 子どもに見立てた椅子等を前方に用意します。